

中野区長

田中大輔様

緑とひろばの平和の森公園を守る会

代表世話人 杉 英 夫

中野区野方2-4-12

平和の森公園再整備構想(案)に関わる要望書(第一次)

はじめに

昨年3月、中野区は突然、平和の森公園に新体育館建設の方針を打ち出し、6月には草地広場に陸上トラックを作る計画を明らかにしました。これに対して、私たちは『緑とひろばの平和の森公園を守る会』を結成し、この公園が用地の取得から開園まで中野区・区議会・区民の英知で住民自治を育みながら作り上げてきた貴重な財産であること、その歴史を引き継ぎ、利用者・地元住民参加で区民協議会を作って検討してほしいこと、そして緑とひろばを守り、防災公園としての役割を果たしてほしいと6,200名を超える署名を集め要請してきました。

しかし、中野区は、計画策定をコンサルタント会社に委託し、『構想(案)』として1月29日中野区議会に提示、ホームページでも公表されました。今後、区民説明会、意見交換会、パブリックコメント等を経て5月には基本計画策定とされています。

そこで、私たちは、新たな事態をふまえ、現時点での要望を下記のとおり提出しますのでご検討ください。

なお、今後、区議会や区民説明会での議論をふまえ、再度、見解・要望等を明らかにしたいと思えます。

要望事項

1. 平和の森公園の再整備にあたっては、「中野区基本構想」で明記されている、区民が発想し、区民が選択する新しい自治を推進する立場で検討を進めていただきたく要望します。

そして、「中野区の緑の基本計画」で明記されているように利用者アンケートを実施し、地域住民の意見を反映させた計画策定手続きを順守してください。

2. 区民説明会は区役所のみを会場に予定されていますが、平和の森公園の地元「新井・野方・沼袋」地域でも説明会を是非開催してください。特に健康保持のため公園を利用する高齢者や子どもたちを連れて遊びに来る若い世代が参加できる機会を作ってください。

3. 以上の要望を踏まえつつも、構想(案)で提起されている以下の2項目については現段階でも看過できません。見直してください。

(1) 草地広場への陸上競技機能としての300mトラック・直線100mの設置は止め、赤ちゃんから高齢者まで、いつでも自由に安全に使える空間として残してください。

(2) 少年スポーツ広場拡張は行わず、樹木保護と生育、環境整備に万全を期してください。

4. 新体育館の建設にあたっては今日まで多くの区民・利用者から出された意見・要望、区民説明会等で出される意見・要望等を真摯に受け止め、建設に要するコスト・地域バランス、地域防災機能の向上等を考慮し万人が納得できるものとなるよう検討してください。

要望の理由

● 1. 2及び4を要望した理由

現在の平和の森公園は、中野区・区議会・区民代表・有識者等で構成された「中野刑務所跡地を考える区民協議会」の結論である「利用計画」に基づいて整備されてきたものであり、未開園地についても、みどりの防災公園と家族を中心としたレクリエーションの場とすることとされてきました。また、2010年(平成

22年)に策定された「新しい中野をつくる10カ年計画(第2次)」では、「新しい中野体育館は、第九中跡地に移転整備する」とされ、平和の森公園は対象地とされていませんでした。

平和の森公園の再整備は、こうした方針の重大な変更になり、内容以前の問題としてこれまでの住民自治の歴史を踏まえ、適正な手続きを踏むべきです。特に、「中野区基本構想」及び「中野区の緑の基本計画」は、中野区みずからが提案、策定しものであり、そこに定められた諸手続きを踏むべきことは当然であると考えます。

●3-1(1) 草地広場への陸上競技機能としての300㍍トラック・直線100㍍の設置に反対する理由

草地広場が拡張されることは私たちの意見も反映されたとは思いますが300㍍トラック・直線100㍍の設置には以下の理由から反対です。

- ①現在の草地広場は、だれでもが、いつでも好きな時に、自由に、しかも無料で利用できます。早朝から、散歩、ラジオ体操、午前中は保育園児、紙飛行機に興ずる高齢者、昆虫採集、小鳥に餌を与える人々、花壇の手入れ、家族連れピクニックなど幼い子供から高齢者まで集い、交流し、健康づくりに役立っています。緑に囲まれた、中野区でも貴重な公園で大切にしなければならない宝物であり、「公園のシンボル」として次世代に継承すべきです。
- ②陸上トラックを造ると、スパイクを履いた若者が走り回り危険になります。事故が発生したら誰が責任を負うのでしょうか？侵入禁止を無視しトラックに入った保育園児や足の不自由な高齢者でしょうか？管理事務所が建てられ、見張りをするのでしょうか？管理費は区民が負担するのでしょうか？区は保険をかけてくれるのでしょうか？トラック内を子供が走り、転んだりしてトラックにダメージを与えることがあります。トラックのメンテナンスが必要となります。メンテナンス期間や費用はどうなるのでしょうか？これらを考えると、トラックと草地広場の共存できないと言わざるを得ません。
- ③危険な共存を避けるため、陸上アスリートが練習したり、競技する際には、草地広場利用禁止となり一般人は締め出され、アスリートの占有優先利用になるでしょう。そうなると一般人は、今日はアスリート占有優先利用の日なのか、予約状況を事前に調べてから来なければなりません。インターネットで、あるいは電話で確認しなければなりません。知らずにきた車いすや足の不自由な人々は、すぐごと帰宅しなければなりません。草地広場の利用者は減少することが懸念されます。
- ④中野区は、この公園整備により、「全区的な」「屋外スポーツも行える幅広いスポーツ振興の中心的な場所にしたい」としていますが、昨年9月25日の第47回中野区中学校総合体育大会連合陸上競技大会は駒澤オリンピック公園総合運動陸上競技場で行われました。競技は短距離、中距離、リレー、ハードル、走り幅跳び、走り高跳び、砲丸投げなど19種目。高校生の大会では槍投げ、円盤投げも行われました。平和の森公園でも走り幅跳び、走り高跳び、砲丸投げも行うことになるのでしょうか？発表されている計画では陸上トラックだけですから、300Mという中途半端なトラックとともに中学生の競技会さえ行うことができず、スポーツ振興の中心的場所になり得ないことは明らかです。従来通り、よその区の陸上競技場を借りて行うしかありません。例え、競技会が行われても400Mトラックで出された記録を300Mトラックで出された記録と比較することも出来ません。記録を目指すアスリートは400Mトラックを引き続き利用するでしょう。

●3-1(2) 少年スポーツ広場拡張に反対する理由

平和の森公園には中野刑務所時代からの樹木を含め、50種類にも及ぶ保護対象樹木等が数多く生育し、これらの樹木は地球温暖化・ヒートアイランド現象への有効な対策、災害時の防火樹林帯としての機能、緑豊かな生活環境に大きな役割を担っています。特に、現・少年スポーツ広場の周辺には1年中濃い緑の葉を茂らせている幹回り155センチもある『クスの木』等、保護対象樹木が約40本ほどあります。

そこで、少年スポーツ広場の拡張は行わず、樹木保護と生育、環境整備に万全を期してください。

- ①中野区のみどりの基本計画は「みどりを守り、みどりを生み出し自然の息吹を感じ環境と共生するまち」
「のぞましいみどりの姿を実現するためには、区民・事業者・行政がみどりを大切にすうる気持ちを共有することが重要です」（田中区長のあいさつ）として制定されました。そして、「地域の人々が愛着や親しみを持ち、守り続けようとする思いを育てていくことが大切です」と記載されています。また、「中野区みどりの保護と育成に関する条例」では区長の責務として、「第3条 区長は、みどりの保護と育成に関する施策を積極的に推進しなければならない」、さらに保存及び回復の項では「第9条 何人も、現存する樹木、樹木及び生垣（以下「樹木等」という）を保存するように心がけなければならない。やむを得ずその一部もしくは全部を伐採し、または除去した時、樹木等の回復を図るよう努めなければならない」と明記しています
- ②平和の森公園には、中・高木が3,450本、低木が22,000本植えられておりますが、区の統計では 多目的広場計画地域には695本の高木があり、本来なら保護樹木として保護されるべき幹周り120cm以上の樹木は142本あります。構想（案）により少年スポーツ広場が拡張されるならば、少なくとも172本、本来ならば保護の対象となる樹木が47本は伐採される可能性があります。「みどりの基本計画」では大径木や樹林は再生不可能な貴重なみどりの資源と位置づけ、その保全を訴えています。
- ③今回の拡張の主な根拠として大人も野球等が楽しめる場にするということと聞き及んでいます。現在、哲学堂公園には野球場が2面あります。夜間照明塔・更衣室・温水シャワーもあります。2月5日現在、今月の予約は土、日を中心に10日間。3月は9日間のみ、残りは予約が入っていません。この利用率を上げることがまさに先決なのではないでしょうか。上高田公園の野球場も利用率は十分とは言えません。
- ④子どもたちが利用する少年スポーツ広場を大人に開放することによって子どもたちにもインターネットで2か月前から団体登録し予約を入れよということでしょうか？ 競合することが増えることによって結果として子どもたちの使用できる機会が減ってしまうことを懸念します。 あぶれた子供たちは、有料の哲学堂公園野球場に行けというようなことを区役所としてよもや考えていないことを信じます。
- ⑤少年スポーツ広場は、予約のための手段にも制限があり、運搬手段などを持たない子供たちが徒歩であるいは自転車で通えるスポーツ広場として、子どもたちのために残してあげることが大人の責任ではないでしょうか。そのことを強く訴えたいと思います。

結 び

中野区には『緑の基本計画』を区民と共に実行する義務があります。平和の森公園はその緑の宝庫です。樹木の生育には長い年月が必要です。一度伐採してしまえば取り返しのつかないこととなります。生育と保護、そして環境整備に万全を期してほしいと心から願っています。

さらに、平和の森公園のシンボル『草地広場』で未来を担う子どもたちが歓声を上げてのびのび遊び回る姿はみんなの心を明るくしてくれます。紙飛行飛ばし、凧揚げ等で世代間の交流の場になっています。子どもたちの利用が制限され、危険を招くような事態はなくしたい・・・こんな思いを込めて要望書の結びとします。

《添付資料》

1. 平和の森公園「樹木調査」（平成27年12月）
2. 少年スポーツ広場拡張による影響樹木調査
3. 上高田運動施設及び哲学堂運動施設の利用状況
4. 区長対話集会（1月26日）での細野夫妻と田中さんの訴え